

山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における 総合評価落札方式試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農林水産部が所管する農業農村整備事業における調査、測量、設計等の業務（以下「当該業務」という。）の委託に係る一般競争入札における総合評価落札方式の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や業務遂行方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (2) 「標準型」とは、総合評価落札方式において、入札参加者に業務の理解度、業務の実施手順及び技術的課題への対応等業務遂行のための提案(以下「業務提案」という。)を求め、入札参加者の業務実績や業務成績等(以下「業務実績等」という。)と合わせて評価する型式をいう。
- (3) 「簡易型」とは、総合評価落札方式において、入札参加者の業務実績等により評価する型式をいう。
- (4) 「総合評価点」とは、価格点に技術点及び品質等確実点を加えた評価点をいう。
- (5) 「価格点」とは、入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (6) 「技術点」とは、入札参加者の業務実績等や業務提案から算定した評価点をいう。
- (7) 「品質等確実点」とは、品質確保の実効性と業務履行の確実性を担保するため設定した評価点をいう。

(対象業務)

第3条 総合評価落札方式の対象業務は、事前に業務の仕様を確定可能なもので入札者の提示する企業及び技術者の実績・経験、業務提案等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務のうち、設計金額(消費税及び地方消費税を含む。)が100万円を超える業務とし、知事若しくは山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)第4条の規定による委託料(土木に関する工事の調査、設計及び測量に係るものに限る)の支出負担行為に関する専決者(以下「契約担当者」という。)が必要と認めた業務とし、次の各号に分類する。

- (1) 「標準型」とは、工学的な知識とともに農業や経済及び環境等総合的な検討が必要で、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務に適用する。
- (2) 「簡易型」とは、主に工学的な知識と比較検討や関係機関との調整等が必要で、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務に適用する。

(落札者決定基準)

第4条 契約担当者は、総合評価落札方式を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申し込みのうち価格と技術の両面から最も優れたものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

2 落札者決定基準には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 価格点の決定方法
- (2) 技術点の決定方法

(3) その他必要な事項

3 落札者決定基準は、契約担当者が所管する「VE審査会」(以下「VE審査会」という。)において決定する。

(学識経験者の意見の聴取)

第5条 契約担当者は、標準型において落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の意見聴取において、当該落札決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札者を決定するにあたり、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 簡易型においては、次のとおりとする。

- (1) 農林水産部農村整備課が学識経験者に対し総合評価落札方式について説明し、それに対する意見を聴取する。
- (2) 個別の業務については、四半期毎の対象業務選定時及び落札者決定時に契約担当者が関係資料を送付し報告する。

(総合評価の方法)

第6条 総合評価の方法は次のとおり行うこととする。

- (1) 総合評価は、価格点に技術点及び品質等確実点を加えた総合評価点によるものとする。
- (2) 価格点と技術点の割合は、標準型の場合は1:2とし、簡易型は1:1とする。
- (3) 価格点の評価方法は別に定める。
- (4) 技術点の評価対象は、標準型の場合は業務実績等と業務提案とし、簡易型の場合は業務実績等とする。
- (5) 品質等確実点は、調査基準価格以上の入札者に対し評価する。

(入札参加資格)

第7条 入札に参加する者に付する資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 山形県税(山形県税を附帯する税外収入を含む。)又は消費税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (4) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(様式第104号の5によるものに限る。)に登録されていること。
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置又は山形県競争入札参加資格者非指名要領に基づく非指名措置を受けていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(「以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、入札参加資格の審査を受けた者であること。

(8) 当該業務を所管する課長等(以下「所管課長」という。)が、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認め、別に要件を定める場合は、当該要件を満たす者。

2 第1項第8号の要件を定める場合は、審査会に付議するものとする。

(入札の方法)

第8条 入札は、山形県建設工事等電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。ただし、事前に契約担当者の承諾を受けた者は、電子入札システムに代え、書面により入札することができる。

2 書面での入札を承諾する基準については、「山形県電子入札に係る書面入札承諾基準」で定める。

(入札の公告)

第9条 契約担当者は、一般競争入札総合評価落札方式を実施しようとするときは、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第115条の規定により公告しなければならない。

2 前項の公告においては、令第167条の10の2第6項の規定に基づき、次の事項についても公告しなければならない。

(1) 当該入札を一般競争入札総合評価落札方式により行うこと

(2) 落札者決定基準

3 公告期間は、公告の日から開札日までとする。

(入札説明書の交付)

第10条 契約担当者は、前条の規定による公告と同時に入札説明書の内容をインターネットを利用して閲覧に供するものとする。ただし、一時的にインターネットを利用できない入札参加者から交付の申出がなされた場合には、当該参加者に対し電磁的記録媒体に記録して貸し出すものとする。

2 前項の入札説明書は、次に掲げる事項をすべて含むものとする。

(1) 前条の規定による公告の写し

(2) 担当部局、課及び係の名称、所在地及び電話番号

(3) 落札者の決定方法

(入札参加資格確認申請)

第11条 入札に参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)(電子入札システムによる申請書又は様式第1号。添付書類を含む。)に必要事項を記入し、公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならないものとする。

2 申請書の受付期間は、必要な期間を設けるものとする。

(入札参加資格の審査方式)

第12条 前条の申請書に基づき申請書の入札参加資格を審査する方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 事前審査方式(入札参加資格の審査を入札前にすべての申請者について行い、資格が確認された者による入札結果に基づき、落札決定する方式をいう。)
- (2) 事後審査方式(入札参加資格の審査を開札後に最低価格の入札者から行い、適格の場合に落札決定する方式をいう。)

(設計図書の閲覧及び貸し出し)

第13条 契約担当者は、希望者に対して、入札の公告の日から開札日の前日までの期間(以下「閲覧期間」という。)当該業務に係る仕様書、図面及び設計書(以下「設計図書」という。)をインターネットを利用して又は書面により閲覧させるものとする。

なお、書面により設計図書を閲覧させる場合も閲覧期間については、県の休日を除くものとする。

- 2 契約担当者は、希望者に対して、必要に応じ閲覧期間内(県の休日を除く。)に、閲覧図書の貸し出しを行うものとする。

(総合評価落札方式に対する質問)

第14条 入札の公告の日以降、入札参加希望者から当該総合評価落札方式に関する質問がなされた場合には、所管課長は、速やかに回答書(電子入札システムによる回答又は様式第4号)を作成し、閲覧に供するものとする。

なお、書面入札の承諾を得た者は、持参又は書留郵便により任意の書面を用いて質問も提出を行うことができる。

- 2 質問の受付期限及び回答期限は、別に定める。

(書面による入札)

第15条 書面入札の承諾を得た場合は、持参又は書留郵便による提出を認めるものとし、この場合、開札日の前日(当該日が県の休日の場合は直前の平日とする。)の指定時刻までの到達を求めるものとする。

なお、開札日の前日の指定時刻まで到達しない書面による入札書は無効とする。

- 2 契約担当者は、郵便又は持参により提出された入札書を、開札までの間、厳重に保管し、開札の時に入札を執行するものが開封する。

(技術資料等の提出)

第16条 契約担当者は、入札参加資格確認申請に併せて、標準型にあつては業務実績等及び業務提案に関する技術資料の提出を、簡易型にあつては業務実績等に関する技術資料の提出を求めるものとする。

(技術力評価の審査)

第17条 前条で提出を求めた資料(以下「技術資料」という。)は、VE審査会において審査するものとする。

- 2 前項の評価に先立ち、必要に応じて配置予定管理技術者等に対して、あらかじめヒアリングを実施する。
- 3 ヒアリングは、所管課長が配置予定管理技術者等の出席を求めて実施する。

(事前審査方式における入札参加資格の確認)

第18条 事前審査方式においては、所管課長は、申請者から提出された申請書に基づき入札参加資格を確認する。

- 2 所管課長は、申請者の入札参加資格に質疑が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加者資格の有無を決定する。

(事前審査方式における入札参加資格確認結果の通知)

第 19 条 契約担当者は、前条による確認の結果を一般競争入札参加資格確認結果通知書(電子入札システムによる通知又は様式第2号)により申請者に通知するものとする。申請者への通知は、原則として、申請書の提出期限の翌日から起算して6日以内(県の休日を除く。)に行うものとする。

なお、入札参加資格がないと認められた者に対しては、通知にあたり、その理由を付記するものとする。

- 2 前項による確認結果は入札前には公表しない。
- 3 第1項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果通知日の翌日から起算して3日以内(県の休日を除く。)にその理由についての説明を求めることができるものとする。
- 4 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は説明請求を受理した日の翌日から起算して3日以内(県の休日を除く。)に電子入札システム又は書面(様式第5号)により回答するものとする。
- 5 前項の回答期限は、入札書受付締切日の前日以前としなければならない。

(事前審査方式における落札者の決定方法)

第 20 条 事前審査方式による入札を執行する者は、開札の執行に先立ち、入札参加者が前条第1項の通知により入札に係る業務委託の入札参加資格が認められた者であること及び開札日現在において指名停止措置要綱による指名停止の措置を受けていないことを確認するものとする。

- 2 入札を執行する者は、前項の入札参加者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- 3 調査基準価格を下回る価格の入札者について調査の結果、不相当と判断された場合は、落札者とししない。
- 4 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(事前審査方式における入札結果の通知)

第 21 条 入札を執行する者は、前条により落札者を決定したときは、落札決定した旨を直ちに入札者全員に対して通知するものとする。

また、書面による入札を行った者(開札に立ち会った者を除く。)に対しては、契約担当者は書面により落札者の氏名又は名所及び住所並びに落札金額を通知するものとする。

(事後審査方式における落札者の決定方法)

第 22 条 事後審査方式による入札を執行する者は、開札後、落札決定を保留し、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、総合評価点の最も高い入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、文書決裁の上、当該入札者を落札者に決定するものとする。

- 2 審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。
- 3 入札を執行する者は、入札者の入札参加資格に質疑が生じた場合は、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。
- 4 調査基準価格を下回る価格の入札者について調査の結果、不相当と判断された場合は、落札者とししない。
- 5 前事項における審査の結果は、落札者を決定するまで公表しない。
- 6 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- 7 落札者の決定は、開札日から起算して原則として4日以内(県の休日を除く。)に行うものとする。

(事後審査方式における入札結果及び入札参加確認結果の通知)

第 23 条 入札を執行する者は、前条の規定により落札者を決定した時は、落札決定した旨を速やかに入札者全員に通知するものとする。

- 2 入札を執行する者は、前条の規定による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないと認められた者については、その結果を入札参加資格不適合通知(様式第2号の2)により通知するものとする。
- 3 落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。
- 4 第2項により入札参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の日から起算して4日以内(県の休日を除く。)にその理由についての説明を求められることができるものとする。
- 5 前項により説明を求めた者に対して、所管課長は、説明請求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内(県の休日を除く。)に電子入札システム又は書面(様式第3号)により回答するものとする。

(責任の所在等)

第 24 条 発注者が、技術資料で示された提案(以下「業務提案」という。)を認めることにより、当該業務提案に基づく業務に関する当該業務提案者の責任が軽減されるものではない。

- 2 業務提案が履行できなかった場合、発注者は業務成績評定の減点及び契約金額の減額を行うものとする。

(提案内容の取扱い)

第 25 条 発注者は、業務提案の内容を公表しないものとする。

- 2 発注者は、提案者の承諾を得ることなく業務提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な業務提案についてはこの限りではない。

(技術資料の作成費用)

第 26 条 入札参加希望者が業務提案等技術資料の作成に要した費用は、入札参加希望者の負担とする。

(評価結果の報告及び公表)

第 27 条 契約担当者は、評価結果について第 5 条の規定により意見聴取した学識経験者に報告するものとする。ただし、落札者を決定するに当たり学識経験者の意見を聞いた場合は報告を不要とする。

- 2 契約担当者は、本試行要綱による契約相手方決定過程等に関する事項は、「山形県入札契約に係る情報の公表に関する実施要領」(平成 16 年 4 月 1 日付け建企第 28 号・出総第 23 号通知)に基づき公表するものとする。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めのない事項については、「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札における総合評価落札方式ガイドライン(試行版)」によるものとする。また、これにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 29 年 7 月 1 日以後施行伺いから適用する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 30 年 10 月 1 日以後に入札公告を行うものから適用する。